

勸永町内会だより



スマートフォンのカメラでQRコードをスキャンできます

1. 定例会報告（6月6日）

1.1. 各部報告

1.1.1. 会長・副会長報告

① 下記の行事に参加しました。

5月16日	永野連合定期総会に 会長・副会長が参加
-------	---------------------



永野連合町内会定期総会で議長を務める高橋連合町内会会長

② 下記の行事に参加予定です。

6月25日	相武山地域フェスティバル 出店者説明会
6月27日	永野連合主催 防災研修会 会長・副会長

③ 相武山地域フェスティバルについては、相武山小学校PTAの任意加入化に伴い、運営スタッフが30名から6名に急減しています。当会では安全面を最優先とし、出店者説明会の内容を踏まえて出店の可否を判断します。

④ 連合町内会定例会において、港南警察署管内では、今年4月末時点で特殊詐欺の認知件数が**神奈川県内（全54署）で最多件数**となったと報告がありました。典型的なオレオレ詐欺だけでなく、若年層を狙った「偽警察官詐欺」「架空請求・ワンクリック詐欺」「闇バイト」も多く発生していますので、十分ご注意ください。

1.1.2. 会計

5月11日	永野連合分担金 51,800 円支出
5月29日	資源回収奨励金の半分を営繕口座に振替

1.1.3. 総務部

① 町内会館の利用実績

5月は5件の利用がありました。

② 会館の定期点検については、ソナーズに依頼する予定でしたが、人材不足により対応が困難との回答があり、ビッグフットホーム株式会社（本社：戸塚区）に依頼することとなりました。

③ 会館の非常灯について点検を行ったところ、バッテリーの消耗が確認されました。LED式への交換と併せて実施することが望ましいのですが、LEDの供給不足のため、本年度は経過観察を行います。

④ 網戸更新については、破損のある事務室のみ実施します。

1.1.4. 広報部

① 各班長さんは7月4日（土）18時00分～18時25分に町内会館に回覧と広報誌を取りに来てください。（広報部班長は17時45分集合です）

② 町内会加入世帯は、増減なしの239世帯です。

1.1.5. 防交火部

① 5月17日、発電機点検、及び防犯パトロールを実施しました。

② 5月19日、防災倉庫で段ボール保管されていた物品を、折り畳みコンテナへ移し替えました。

③ 安否確認について

現行の地図ベースの編成は実態に合いにくく、運用が難しいことが主な課題となっています。背景には、町内会未加入世帯の増加により、防犯・防災見守りグループ単位では連絡や確認の対象を一体的に扱いにくくなっていることがあります。下記の議論を踏まえ、安否確認についてはより効果的な実施方法を検討することとしました。

- 実際の連絡系統は班や担当者を軸に動くため、地図上の区分と理事・班長・連絡担当の役割分担が一致しにくい点も課題となっている。
- 報告が町内会館に集中しやすいため、発災時には班単位で小さなグループを作り、連絡者や世話役を置いて確認の方が現実的ではないか。
- 一方で、世帯数の多い班では取りまとめが難しいことや、世話役が不在となる可能性もあり、まずは分散型で試しながら見直す必要がある。
- 近所の人を把握することに意義がある一方で、個人情報の扱いには慎重に進める必要がある。
- 当初想定していた7月26日では、運用設計や方式周知を含めた調整が難しく、防災研修等の異なる訓練で代替する判断も必要ではないか。

1.1.6. 保健体育部

① ボランティア清掃について

6月6日	公園ボランティア清掃 (8:00~8:30) <ul style="list-style-type: none">● 港南土木事務所による草刈が実施されましたので、梅雨に備えU字溝の清掃を中心に実施しました。● 12名の方にご参加いただきました。ご協力ありがとうございました。
7月4日	次回、公園ボランティア清掃を予定 (8:00~8:30)

② 古紙回収について

収集漏れの報告が、2か月連続で発生しています。

各ごみ集積所には 9:00 に間に合うように出しましょう。

1.1.7. 子供会

① 本年度の会員は 22 名、5 月に歓迎会を相武山小学校で実施しました。

② 直近の予定として、7 月に夏祭り・花火を企画しています。

2. 36 番地 ワンルーム建設計画について

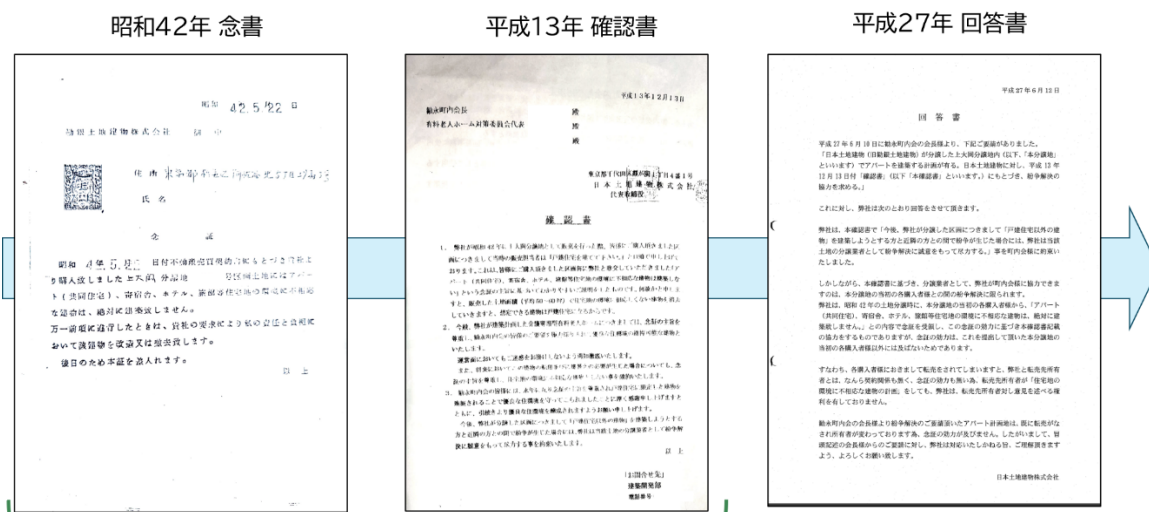
5 月 23 日に実施した株式会社シノケンプロデュース向け質問票には 17 名から質問が寄せられ、当初予定どおり 6 月 8 日にメールで送付しました。

カテゴリ	主な論点
建築の可否・法的根拠	違法ではないのか、なぜ建設できるのか、念書は適用されないのか、建設を止めることは可能か
管理主体・責任の所在	誰が所有し、誰が管理し、トラブル時に誰が責任を負うのか、管理会社が変わった場合どうなるのか
ゴミ・衛生管理	敷地内ゴミ置場の設置、カラス対策、収集容量、段ボール・引越しゴミ対応、町内会回収との関係
騒音・生活マナー	深夜・早朝の騒音、洗濯機や会話音など生活音への配慮、契約上のルール設定
駐車・駐輪・交通安全	路上駐車・路上駐輪の防止、駐輪場の容量、宅配車両や通学路への影響
防犯・安全・地域共生	防犯カメラ、照明、緊急時の連絡先、地域との連携、防犯・防災面の配慮

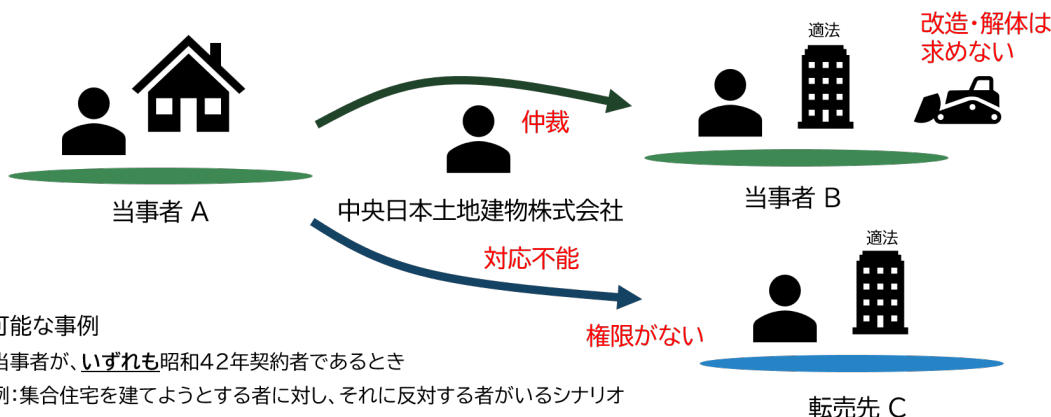
本件については、建築基準法上の問題はなく、町内会として建設を止めることは難しいとの認識で概ね一致しました。一方で、管理体制やゴミ・騒音など運用面への不安が多く挙げられ、事業者からの回答内容を踏まえて情報共有を進める必要があるとの意見がありました。具体的な対応は事業者側の判断に委ねられる一方で、住民の不安軽減に向けた情報提供が重要との整理となりました。

2.1. 念書に関する整理

昭和42年念書による対応ができないかとの声があり、中央日本土地建物へ連絡を行ったところ、平成27年の回答書の内容によるとの回答がありましたので、ここにその内容を整理します。



2018年(平成30年)4月15日改訂版 規約文書に添付されている



- 対応可能な事例
 - 当事者が、**いずれも昭和42年契約者**であるとき
 - 例: 集合住宅を建てようとする者に対し、それに反対する者がいるシナリオ
- 対応できる内容
 - 当事者に是正を促す
 - 但し、念書は一方的な契約者の約束であるため、建築物の改造、又は解体を必ずしも求めない
 - 特に、適法である場合には、対応を求められるものではない

資源回収奨励金

「古紙回収」の収益は、町内会活動運営資金、営繕費として活用させて頂いております。今月の収益は下記のとおりです。

2440 kg × 3 円 = **7320 円**

公園清掃

6月6日の勸永公園ボランティア清掃には、12名の方がご参加されました。ご協力ありがとうございました。

次回は **7月4日** (雨天時11日)
8:00~8:30 に実施しています

防犯パトロール

5月17日の防犯パトロールには、10名の方がご参加されました。ご協力ありがとうございました。

次回は **6月21日**
勸永公園の防災倉庫前に 19:00 集合です

平成 27 年 6 月 12 日

回 答 書

平成 27 年 6 月 10 日に勸永町内会の会長様より、下記ご要請がありました。

「日本土地建物（旧勸銀土地建物）が分譲した上大岡分譲地内（以下、「本分譲地」といいます）でアパートを建築する計画が有る。日本土地建物に対し、平成 13 年 12 月 13 日付「確認書」（以下「本確認書」といいます。）にもとづき、紛争解決の協力を求める。」

これに対し、弊社は次のとおり回答をさせていただきます。

弊社は、本確認書で「今後、弊社が分譲した区画につきまして「戸建住宅以外の建物」を建築しようとする方と近隣の方との間で紛争が生じた場合には、弊社は当該土地の分譲業者として紛争解決に誠意をもって尽力する。」事を町内会様に約束いたしました。

しかしながら、本確認書に基づき、分譲業者として、弊社が町内会様に協力できませんのは、本分譲地の当初の各購入者様との間の紛争解決に限られます。

弊社は、昭和 42 年の土地分譲時に、本分譲地の当初の各購入者様から、「アパート（共同住宅）、寄宿舍、ホテル、旅館等住宅地の環境に不相応な建物は、絶対に建築致しません。」との内容で念証を受領し、この念証の効力に基づき本確認書記載の協力をするものでありますが、念証の効力は、これを提出して頂いた本分譲地の当初の各購入者様以外には及ばないためであります。

すなわち、各購入者様におきまして転売をされてしまいますと、弊社と転売先所有者とは、なんら契約関係も無く、念証の効力も無い為、転売先所有者が「住宅地の環境に不相応な建物の計画」をしても、弊社は、転売先所有者に対し意見を述べる権利を有しておりません。

勸永町内会の会長様より紛争解決のご要請頂いたアパート計画地は、既に転売がなされ所有者が変わっております為、念証の効力が及びません。したがって、冒頭記述の会長様からのご要請に対し、弊社は対応いたしかねる旨、ご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。

日本土地建物株式会社

古紙回収について

日頃より「古紙回収」にご協力いただきありがとうございます。

「古紙回収」の収益は町内会活動運営資金の一部に充てさせていただいております。

回収日程

第1火曜日				第3火曜日			
6	月	2	日	6	月	16	日
7	月	7	日	7	月	21	日
8	月	4	日	8	月	18	日

- 出す所：各ごみ集積所（9:00に間に合うように出しましょう）

回収品

古紙	新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・包装紙・メモ紙・ダイレクトメール・牛乳パック（裏アルミ貼り以外）・空き箱（箱は潰してください）・封筒（ビニール窓は取って下さい）
古布・古着 （雨天中止）	濡れてしまうとリサイクルできなくなるため、 <u>雨天の場合は古布・古着の回収はありません。</u>

- テープやビニールが貼られている部分は「燃えるごみ」に捨てましょう
- 段ボールは袋に入れず、ビニール紐等で縛ってください

回収できない物

百科事典のように布・皮・ビニールで覆われた本、感熱紙、ビニール製の物、マットレス、カーペット、木材、布団など（綿の入ったもの）等

回収業者

回収業者は『(有) 日本開発』です

他の業者が回収しているところを見かけられた場合は、役員までご一報ください。（その際に、車のナンバーなどが分かれば教えてください。）

回収漏れの場合

15時を過ぎても古紙が残っている場合は、役員より回収業者へ回収するよう伝えしますので、**当日中**にごみ集積所の場所を保健体育部 元井までご一報ください。